

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成26年12月2日

港区

1 提案の概要

港区麻布地区総合支所内に生活保護受給者、住宅支援給付受給者及び児童扶養手当受給者、その申請者及び相談者、並びに生活困窮者自立支援事業対象者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就職支援窓口を設置し、本区の福祉事務所ケースワーカー、就労支援員、生活困窮者自立支援事業担当者（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備担当者等）（以下「ケースワーカー等」という。）とハローワーク品川が連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

なお、実施にあたっては、一体的就労支援事業運営協議会を設置し、本区と東京労働局が綿密に連携し、お互いの信頼関係の下に、相互に協力をし合い、住民の福祉の増進に資する方向で協力関係を構築していく。

2 提案理由

平成20年秋の世界金融危機を発端として起こった世界的な経済不況により、本区でも平成21年度から生活保護受給者が増加傾向にあり、中でも高齢、傷病等の就労阻害要因がない稼働年齢層と考えられる「その他世帯」の割合が増加している。

現在本区では、ハローワーク品川と連携した取組を実施しており一定の成果が出ているところであるが、この取組を行うことで本区のケースワーカー等もこれまで以上にきめ細かな就労支援を実施することが可能となり、またハローワークとの連携が緊密になることから、それぞれが持つ情報の更なる共有が図られ、生活保護受給者等の支援に資するものと考えられる。

さらに、生活保護等の申請や相談に来所する方や平成27年1月に開設する生活困窮者自立支援事業の窓口（港区生活・就労支援センター）に来所する方が、より身近で求職活動も行うことができ、就労に向けた速やかで適切な支援や指導が可能となる。

以上のように、本区の業務とハローワークの業務が一体になることは、生活保護受給者等の就労支援に効率的かつ効果的であると考えられることから、本区とハローワークの一体的実施を提案する。

3 提案内容

（1）支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者及び児童扶養手当受給者、その申請者及び相談者並びに生活困窮者自立支援事業対象者

(2) 設置場所

港区六本木五丁目16番45号

港区麻布地区総合支所2階 港区生活・就労支援センター内

(3) 実施内容

本区が行う生活保護受給者等に係る就労自立のための支援業務と、ハローワークが行う無料職業紹介等を一体的に実施する。

①区の業務

本区は、生活保護受給者等に係る業務の実施に加え、ケースワーカー等による就労支援事業、職業相談や職業紹介のため、ハローワークの常設窓口を積極的に活用していく。

②ハローワークの業務

ハローワークは、常設窓口職員を配置し、本区から依頼を受けた稼働能力のある支援対象者に対して、キャリアカウンセリングや職業相談、職業紹介等を行う。

③連携して行う業務

本区とハローワークは、支援対象者に対する支援プランの策定や支援メニューの選定等を連携して行う。

(4) 実施体制

①職員

ハローワーク職員（就労支援ナビゲーター）2名が常駐

②機器

職業紹介端末 2台

求人情報閲覧端末 2台

(5) その他

費用負担その他事業の実施に必要な事項は、本区とハローワーク品川の協議の上決定する。

4 実施予定時期

平成27年2月初旬開始予定